

平成 29 年 9 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 9 月 27 日(水曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 14 名 (農業委員：12 名、推進委員：4 名)

1 番	吉永 義量	2 番	貞廣 誠也	3 番	石崎 久雄
4 番	川田 忠宏	5 番	関川 裕二	6 番	岡村 俊彰
7 番	清藤 紀嘉	8 番	高松 敏子	9 番	佐藤 幸男
10 番	松本 博典			12 番	清遠 力生
13 番	岡村 博	14 番	小松 典正	15 番	西笛 勤
		17 番	吉永 まり子	18 番	山崎 一義

4. 欠席委員 2 名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について (受付番号 6 4～6 6)

議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	3 件
議案第 3 号	時効取得を原因とする所有権移転登記報告書について	1 件
議案第 4 号	非農地証明願	4 件
議案第 5 号	農用地区域変更協議内容一覧表	1 件
議案第 6 号	その他	

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 ただいまから 9 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名であります。芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は高松敏子委員と佐藤幸男委員にお願いします。

議 長 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 6 4～6 6）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今回は 3 件の利用権設定の案件が出ています。

受付番号 6 4 番ですが、大字和食字カリヤ甲 2011 番地、2020 番地、2023 番地、2024 番地、2025 番 1 で地目は田、面積は 224 m<sup>2</sup>、452 m<sup>2</sup>、132 m<sup>2</sup>、277 m<sup>2</sup>、46 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 9 月 1 日から H39 年 8 月 31 日までの 10 年です。作付けはヤサイです。賃借料は 20,000 円です。場所については別紙図面①のとおりです。

受付番号 6 5 番ですが、大字和食字八反田甲 4868 番地で地目は田、面積は 1,358 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。所有権移転で売買対価は 1,644,000 円で、移転時期は平成 29 年 10 月 25 日です。場所については別紙図面②のとおりです。

受付番号 6 6 番ですが、大字和食字関添 4836 番地と 4837 番地で地目は田、面積は 1,038 m<sup>2</sup>と 3,361 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

説明しました 3 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長       それではお謀りします。申し出のあった利用権設定3件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長       いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長       続きまして第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局       第2号議案 農地法第5条の規程による許可申請について説明いたします。  
受付番号2 土地の所在は大字西分字北用本甲 1369 番地 9、地目は田で、転用面積は 83 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇さんと〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、現在の宅地の西側の土地で駐車場及び家庭菜園を整備することです。

昨日に会長、農業委員の岡村俊彰委員、推進委員の岡村博委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号3 土地の所在は大字西分字北用本甲 1369 番地 8、地目は田で、転用面積は 333 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇さんと〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、住宅を建設することです。

昨日に会長、農業委員の岡村俊彰委員、推進委員の岡村博委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号4 土地の所在は大字西分字浅津甲 2187 番地 1、地目は田で、転用面積は 665 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。転用目的は、太陽光発電を建設することです。

昨日に会長、農業委員の小松典博委員、推進委員の岡村博委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長       事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長           それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長           それでは第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長           続きまして第 3 号議案 時効取得を原因とする所有権移転登記報告書について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局           第 3 号議案 時効取得を原因とする所有権移転登記報告書について説明します。受付番号 2 芸西村西分字拾五代乙 116 番地 1、地目 畑、面積 301 m<sup>2</sup>、登記目的は所有権移転、登記権利者 ○○さん、登記義務者 ○○さんです。

議 長           事務局の説明が終わりました。第 3 号議案については法務局からの通知でありますので報告のみとさせていただきます。

議 長           続きまして第 4 号議案 非農地証明願について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局           第 4 号議案 非農地証明願について説明いたします。  
受付番号 5 申請人は○○さんです。申請地は大字西分字笠松乙 504 番地と 508 番地、地目は畑、現況は山林で面積は 302 m<sup>2</sup>と 240 m<sup>2</sup>です。申請理由は 20 年以上耕作を放棄して竹林又は雑木林となっていて、今後も農地としての開墾の予定もないとのことです。昨日に会長、農業委員の石崎久雄委員、推進委員の岡村博委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 6 申請人は○○さんです。申請地は大字和食字中入野甲 2974 番地 1、地目は田、現況は宅地で面積は 498 m<sup>2</sup>です。申請理由は 平成元年に倉庫を建築したため宅地となっているとのことです。昨日に会長、農業委員の高松敏子委員、推進委員の松本博典委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号7 申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字米ヶ岡乙 395 番地 2 と大字西分字一軒家乙 448 番地、452 番地 1、453 番地、地目は畑、現況は原野で面積は 221 m<sup>2</sup>、536 m<sup>2</sup>、402 m<sup>2</sup>、593 m<sup>2</sup>です。申請理由は 平成 6 年に父親が亡くなり、その後農地としては使用していないとのこと。昨日に会長、農業委員の岡村俊彰委員、推進委員の岡村博委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号8 申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字飯森甲 3219 番地 2 と大字西分字小谷田甲 2095 番地 2、2095 番地 3、地目は字飯森が畑で字小谷田が田、現況は宅地で面積は 69 m<sup>2</sup>、221 m<sup>2</sup>、26 m<sup>2</sup>です。申請理由は 甲 3219 番地 2 については、元は倉庫が建っており現在は基礎が残った状態。甲 2095 番地 2 については、一部が倉庫及びコンクリート舗装になっている状態。甲 2095 番地 3 については、隣地の石垣内に取り込まれている状態とのこと。昨日に会長、農業委員の小松典正委員、推進委員の岡村博委員、事務局にて現地確認を行いました。

議長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石崎委員 受付番号5の申請地は、地目は畑ということであるが、現況は竹が繁殖したり雑木が繁殖しており、非農地で問題ないと考えます。

受付番号7の申請地は、一部に雑木が繁殖しており、畑での利用は難しいと考えます。

高松委員 受付番号6の申請地は、地目は田ということであるが、現況は農業用倉庫が建っている状態であり非農地で間違いありません。

小松委員 受付番号8の申請地は、一部がコンクリート舗装や倉庫が建ち、石垣内にも含まれており、非農地で間違いないと考えます。

議長 関係地区委員さんの報告が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長           それではお謀りします。第 4 号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長           それでは、第 4 号議案 非農地証明願については許可いたします。

事務局           第 5 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。整理番号 1 除外申請地の所在は和食字鷺ヶ森甲 1690 番地 1、地目は田で現況は畑で転用面積は 587 ㎡の内 490 ㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は住宅を建設とのこと。申請地は、圃場整備地ではありますが、農地区分が和食駅から 500m 以内に位置していることから第 2 種農地と判断します。一昨日に会長、農業委員の山崎委員、推進委員の西笛委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長           事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

西笛委員        受付番号 1 の申請地は圃場整備地であるが、和食駅から 500m 以内ということもあり転用することに問題はないと考えます。

議 長           地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長           それではお謀りします。第 5 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更についての 1 件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長           それでは、第 5 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更については 1 件全て許可いたします。

議 長           続きまして第 6 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 9 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 30 分)

議事録署名委員

高松 敏子

---

議事録署名委員

佐藤 幸男

---